

令和6年度 海部郡衛生処理事務組合 管理棟他解体工事

図 面 目 録							
図面番号	種 別	図面名称	縮 尺	図面番号	種 別	図面名称	縮 尺
01	A-01	タイトル・図面目録	—	25	E-01	屋外幹線設備図 (参考図)	1/500
02	A-02	解体工事特記仕様書-1	—	26	E-02	幹線、動力、弱電設備1階・2階配線図 (参考図)	1/100
03	A-03	解体工事特記仕様書-2	—	27	E-03	電灯コンセント設備1階・2階配線図 (参考図)	1/100
04	A-04	解体工事特記仕様書-3	—	28	E-04	照明器具姿図 (参考図)	—
05	A-05	解体工事特記仕様書-4	—				
06	A-06	仕上表	—	29	M-01	空調設備仕様書、機器表 (参考図)	—
07	A-07	現況図	1/400	30	M-02	屋外油送設備図 (参考図)	1/300
08	A-08	配置図・解体区域図	1/400	31	M-03	空調設備1階・2階配管図 (参考図)	1/100
09	A-09	仮設計画図	1/400	32	M-04	機械室配管詳細図、機器表 (参考図)	1/50
10	A-10	管理棟平面図	1/100				
11	A-11	管理棟立面図	1/100	33	P-01	給排水設備仕様書、器具表、機器表 (参考図)	—
12	A-12	作業員休憩・準備室 平面図・立面図	1/100	34	P-02	給排水設備1階・2階配管図 (参考図)	1/100
13	A-13	駐車場・倉庫・分別ゴミ置場 平面図・立面図	1/100	35	P-03	便所、浴室、機械室配管詳細図 (参考図)	1/50
14	A-14	駐車場・倉庫 平面図・立面図	1/100	36	P-04	屋外排水設備図、樹表 (参考図)	1/300
15	S-01	管理棟 基礎伏図	1/100・1/50・1/30	37	EX-01	外構解体図	1/400・1/20・1/50
16	S-02	管理棟 2階・R階梁伏図	1/100				
17	S-03	管理棟 柱梁配筋リスト	1/30	01~34	(参考図)	—	各図面参照
18	S-04	管理棟 スラブ階段配筋図 スラブ壁リスト	1/30				
19	S-05	管理棟 小屋伏図 鉄骨構造図 鉄骨大梁リスト	1/100・1/30				
20	S-06	管理棟 AB通 ラーメン図	1/50				
21	S-07	作業員休憩・準備室 伏図・軸組図・リスト	1/100				
22	S-08	駐車場・倉庫・分別ゴミ置場 伏図・リスト	1/100				
23	S-09	駐車場・倉庫・分別ゴミ置場 軸組図	1/100				
24	S-10	駐車場・倉庫 伏図・軸組図・リスト	1/100				

I. 工事概要																												
1. 工事名称	令和6年度 海部郡衛生処理事務組合 管理棟他解体工事																											
2. 工事場所	海部郡牟岐町大字内妻字白木139-1																											
3. 建物概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建物名称</th> <th colspan="2">構造・規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海部郡衛生処理事務組合 管理棟</td> <td>RC造 地上2階建て</td> <td>513.54 m²</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>作業員休憩・準備室</td> <td>S造 平屋建て 85.12 m²</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>駐車場・倉庫・分別ゴミ置場</td> <td>S造 平屋建て 203.75 m²</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>駐車場・倉庫</td> <td>S造 平屋建て 112.39 m²</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>車庫</td> <td>S造 平屋建て 34.36 m²</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td colspan="2">13,594.66 (m²)</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>消防法施行令別表第1の区分</td> <td colspan="2">第15項</td> </tr> </tbody> </table>	建物名称	構造・規模		海部郡衛生処理事務組合 管理棟	RC造 地上2階建て	513.54 m ²	〃	作業員休憩・準備室	S造 平屋建て 85.12 m ²	〃	駐車場・倉庫・分別ゴミ置場	S造 平屋建て 203.75 m ²	〃	駐車場・倉庫	S造 平屋建て 112.39 m ²	〃	車庫	S造 平屋建て 34.36 m ²	敷地面積	13,594.66 (m ²)		延床面積	—		消防法施行令別表第1の区分	第15項	
建物名称	構造・規模																											
海部郡衛生処理事務組合 管理棟	RC造 地上2階建て	513.54 m ²																										
〃	作業員休憩・準備室	S造 平屋建て 85.12 m ²																										
〃	駐車場・倉庫・分別ゴミ置場	S造 平屋建て 203.75 m ²																										
〃	駐車場・倉庫	S造 平屋建て 112.39 m ²																										
〃	車庫	S造 平屋建て 34.36 m ²																										
敷地面積	13,594.66 (m ²)																											
延床面積	—																											
消防法施行令別表第1の区分	第15項																											
4. 工事種目	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>工 事 概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築解体工事</td> <td>建築解体工事一式</td> </tr> <tr> <td>外構解体工事</td> <td>外構解体工事一式</td> </tr> <tr> <td>設備解体工事</td> <td>設備解体工事一式</td> </tr> <tr> <td>設備工事</td> <td>洗車場給排水工事一式 (詳細は打合せによる)</td> </tr> </tbody> </table>	種 目	工 事 概 要	建築解体工事	建築解体工事一式	外構解体工事	外構解体工事一式	設備解体工事	設備解体工事一式	設備工事	洗車場給排水工事一式 (詳細は打合せによる)																	
種 目	工 事 概 要																											
建築解体工事	建築解体工事一式																											
外構解体工事	外構解体工事一式																											
設備解体工事	設備解体工事一式																											
設備工事	洗車場給排水工事一式 (詳細は打合せによる)																											
5. その他	本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について(令和4.12.9建設第686号)に基づく特例措置の対象工事である。																											

II. 建築工事共通仕様書

項 目	特 記 事 項
① 適用基準	<p>図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「標仕」という。) 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「改標仕」という。) 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版 木造建築工事標準仕様書 令和4年版 建築物解体工事共通仕様書(平成31年版)・同解説 令和2年版 建築工事標準詳細図 令和4年版(以下「標準図」という。) 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和4年版 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和4年版 敷地調査共通仕様書 令和4年版 <p>また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 建築工事監理指針(令和4年版)(以下「監理指針」という。) 建築改修工事監理指針(令和4年版) 電気設備工事監理指針(令和4年版) 機械設備工事監理指針(令和4年版)
② 優先順位	<p>設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 質問回答書(②から⑤に対するもの) 補足説明書 特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む) 図面 公共建築工事標準仕様書等
③ 工事実績データの登録	<ol style="list-style-type: none"> 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 訂正時は、適宜とする。 <p>なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p> 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。 <p>なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</p>
④ 工程表	受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後10日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。
⑤ 工事の着手	受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。 <p>なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日(特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあつては、その日)をいう。</p>

項 目	特 記 事 項
⑥ 施工計画書等	<p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。</p>
⑦ 下請負人の選定	<p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外を下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。(なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和58年1月18日徳島県告示第50号)第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。)</p>
⑧ 施工体制台帳及び施工体系図	<ol style="list-style-type: none"> 施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。 施工体系図の作成及び掲示 受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する 警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。 再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。 <p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p>
⑩ 施工中の安全確保	<p>◎輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損傷を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。 <ul style="list-style-type: none"> 積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと さし柵装備車、不表示車は使用しないこと 過積載車両、さし柵装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと 建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと 過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある </p> <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 <ol style="list-style-type: none"> 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 解体前、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあつては、建設発生土は建設発生土搬出調書(様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。 <p>◎資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。))及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。))に基づく対応は、以下のとおり行うこと。 <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。))において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。))により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。 </p> </p>

項 目	特 記 事 項
⑪ 交通安全管理	<p>◎受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>◎受注者は、高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。</p> <p>◎受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。</p>
⑫ 発生材の処理等	<p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 <ol style="list-style-type: none"> 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 解体前、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあつては、建設発生土は建設発生土搬出調書(様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。 <p>◎資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。))及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。))に基づく対応は、以下のとおり行うこと。 <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。))において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。))により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。 </p> </p>

GENERAL PLANNING		TITLE	令和6年度 海部郡衛生処理事務組合 管理棟他解体工事	DATE	—
EXECUTIVE DESIGN		DRAWING	解体工事特記仕様書 - 1	SCALE	—
		CHECK		NO.	02 A-02
			株式会社 平島弘之 + TEAM28 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES		
			一級建築士 第 152422 号 藤山仁志		

項目	特記事項
⑮ 施工	<p>(2)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(3)受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。</p> <p>(4)受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。</p> <p>(5)受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(6)受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。</p> <p>(7)受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バーজন材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。 また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、横仕記載の「疑義に対する協議等」による。</p> <p>◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は担当課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p> <p>◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。</p> <p>◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎低騒音・低振動型建設機械 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎特定自主検査 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。 また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。</p>
⑯ 建設機械等	

項目	特記事項																							
⑰ 工事看板等	<p>◎工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター（A3）」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。 (1)区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事 (2)当初請負金額が200万円未満の工事</p>																							
⑳ 設計変更箇所確認	<p>◎設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。</p>																							
㉑ 工事検査及び技術検査	<p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p> <p>◎電子納品：対象</p> <p>◎受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に準じて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。</p> <p>◎提出書類 ・竣工図（製本2部、電子データ1部）（サイズ：監督員から別途指示がある場合を除き、原図版とする） ・工事写真（写真帳1部（着手前及び完成写真）、電子データ1部） ・使用材料一覧表（4部（うち2部は竣工図表紙裏面に貼付）、電子データ1部） ・保全に関する資料</p> <p>◎しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式を0D-R等に保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>サイズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着手前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施工中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完成写真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。</p>	当初請負対象額	一般入札工事		3千万円未満	—		3千万円以上5千万円未満	—		5千万円以上1億円未満	1回		1億円以上	2回		区分	サイズ	着手前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施工中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完成写真	カラー、手札版又はサービスサイズ
当初請負対象額	一般入札工事																							
3千万円未満	—																							
3千万円以上5千万円未満	—																							
5千万円以上1億円未満	1回																							
1億円以上	2回																							
区分	サイズ																							
着手前	カラー、手札版又はサービスサイズ																							
施工中	カラー、手札版又はサービスサイズ																							
完成写真	カラー、手札版又はサービスサイズ																							
㉒ 完成図等																								
㉓ 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除	<p>(1)受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（(2)に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。 (2)受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。 (3)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (4)受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「牟岐町建設工事標準請負契約約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。 (5)受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。 (6)受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p>																							

Ⅲ. 解体工事特記仕様書		
1章 解体一般共通事項	項目	特記事項
① 施工条件	<p>◎施工条件は次による。</p> <p>○追記 ・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・海部郡衛生処理事務組合より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に発注者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。</p> <p>○安全対策関係 ・工事の施工に当たっては工事進入ゲートに交通整理員を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないように充分注意し施工するものとする。 ・仮囲い設置、進入ゲート、交通整理員（設置は図示による） ・家屋調査 実施しない。 但し、近接する日和佐うみがめ博物館の施設の状況に充分注意を払うようにすること。</p> <p>○ごみ搬入車両への配慮 ・敷地内に海部美化センターごみ処理施設があるので、ごみ搬入車両の通行の妨げにならないよう注意して工事を進めること。</p> <p>○公害対策 ・取壊しの作業時間 コンクリート部分の取壊し工事は8：30から17：00までとし、圧砕機を使用する。 ・垂直養生 外部足場には騒音対策として防音シートによる養生を行う。 ・解体時の騒音振動対策 本工事エリアは『徳島県生活環境保全条例』（平成17年徳島県条例第24号）のその2の区域に該当するので、特定建設作業に係る騒音の規制基準を順守すること。 ・家屋調査 海部美化センターごみ処理施設の外壁クラック、ひずみ調査を工事着手と完成前に、立会いのもとに行い、写真撮影をし報告書を1部作成する。 ・廃棄物運搬経路の防塵対策等 一般道路の清掃、防塵につとめ、損傷した場合は速やかに補修又は補償すること。 一般公道に出る際に車両のタイヤ等に付着した粉塵等を洗い落した上で搬出すること。</p>	
③ 施工調査	<p>○鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と接近する工事の場合。 ・本工事の前面通路に下水道、美波町建設課φ150mmが1,000～2,000の深さで布設されているため注意して施工すること。 ・本工事の前面通路に水道管、美波町水道課φ100mmが800の深さで布設されているため注意して施工すること。</p> <p>◎調査期間 本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は2週間とする。</p> <p>海部美化センターごみ処理施設と管理等の間に電気埋設配管等が横断しているので、事前に確認の上、損傷等を与えないよう充分留意のこと。</p> <p>◎特別管理産業廃棄物等の分析調査（ ●あり（一部） ・なし ）。</p>	
④ 交通誘導警備員	<p>◎交通誘導警備員 交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に 日間配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が（義務付けられている ・ ●義務付けられていない）。 ・警備員は、延 人（昼 人、夜 人：うち検定合格警備員 人）を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。 また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。</p> <p>◎家屋調査 家屋調査は、対象範囲（30m）に家屋が無いため実施しておりません。</p>	

GENERAL PLANNING		株式会社	TITLE	令和6年度 海部郡衛生処理事務組合 管理棟他解体工事	DATE	—
EXECUTIVE DESIGN		 会社 平島弘之 + TEAM28 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES	DRAWING	解体工事特記仕様書 - 2	SCALE	—
			CHECK		NO.	03 A-03
		一級建築士 第 152422 号 藤山仁志				

項目	特記事項						
⑤ 産業廃棄物の処理	◎産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。 (注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者」であることを示す。						
	種類	処分許可業者の会社名(処分区分)	優良	所在地(処分地)	運搬距離(km)	処分費(税抜、円)	単位
	コンクリート(無筋)	(株)青藍(中間処分)		徳島県阿南市桑野町尾花117番地 徳島県阿南市桑野町尾花117番地	35.2	700	t
	コンクリート(有筋)	(株)青藍(中間処分)		徳島県阿南市桑野町尾花117番地 徳島県阿南市桑野町尾花117番地	35.2	700	t
	アスファルト	(株)青藍(中間処分)		徳島県阿南市桑野町尾花117番地 徳島県阿南市桑野町尾花117番地	35.2	700	t
	ガラス	(一財)徳島県環境整備公社 橋処分場	○	徳島県阿南市橋町小勝187番地の地先 徳島県阿南市橋町小勝187番地の地先	37.9	6,200	t
	木材	(株)青藍		徳島県阿南市桑野町尾花117番地 徳島県阿南市桑野町尾花117番地	35.2	10,000	t
	廃ブラ	(株)明和ケーン		三好市山城町大和川697番地の1 三好市山城町大和川697番地の1	157.0	15,000	m3
	石膏ボード	(一財)徳島県環境整備公社 橋処分場	○	徳島県阿南市橋町小勝187番地の地先 徳島県阿南市橋町小勝187番地の地先	37.9	25,000	t
	有価金属(鉄骨・軽量鉄骨)	(有)金村商店	○	徳島県小松島市赤石町4-13 徳島県小松島市赤石町4-13	51.5	-35,000	t
	有価金属(サッシ・スチール)	(有)荒木商店	○	徳島市洪野町楠木野旗9番地 徳島市方上町鶴島22-1,23-1	59.1	-35,000	t
	有価金属(サッシ・アルミ)	三木資源(株)	○	徳島市昭和町8丁目27番地 徳島市昭和町8丁目27番地	63.3	-180,000	t
	7Sベスト含有成形板等	(株)明和ケーン		三好市山城町大和川697番地の1 三好市山城町大和川697番地の1	157.0	20,000	m3
	廃石綿等	(株)明和ケーン		三好市山城町大和川697番地の1 三好市山城町大和川697番地の1	157.0	50,000	m3

上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

◎特別管理産業廃棄物(廃石綿等(カボスタック等))
処理方法(二重梱包の上、埋立処分)

⑦ 技能士の適用
◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。
技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者として、資格を証明する資料を監督員に提出すること。
技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等果が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印・・・適用作業

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設	とび	●とび作業

⑧ 周辺家屋等の対応
◎工事に関連して、周辺住民から苦情がある場合は、十分調査を行い、監督員に報告、協議して対応すること。

2章 解体仮設工事	
項目	特記事項
① 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(一社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(一社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。

項目	特記事項
	◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。 ◎外部足場(種類：枠組本足場、仕様：2枚布、D=90cm、シート仕様：防音シト) ・壁つなぎ間隔(水平方向： m以下、鉛直方向： m以下) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(標仕2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式 により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。 ◎内部足場(種類：脚立足場) ◎内部足場(種類：階段足場) ◎仮囲い(仕様：鋼板製、H=3.0m、L=134.0m)(図示) ◎ゲート(●有・無、仕様：パネルゲート W=5.0m×2ヶ所) ◎足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また、安全管理も実施すること。 ◎足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。 ◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さ6メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を用い、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。 ◎石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場架ぎ用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)を遵守し作業を行うこと。 ◎監督員事務所は(設ける(面積 m ² 程度) ・ ●設けない) ◎既存部分の養生範囲は図示による。(養生方法：合板+シート養生(うみがめ銅網7-14取合)) ◎既存電力利用(出来る ・ ●出来ない)、電力料金(有償 ・ 無償) ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存水利用(出来る ・ ●出来ない)、水料金(有償 ・ 無償) ただし、施設管理者と協議すること。 ◎同用地は、(図示の場所に ・ ●用意していないので業者にて) 設けること。 ただし、施設管理者と協議すること。 ◎空調機等の冷媒は、専門業者により回収を行い、空气中に飛散させてはならない。 ◎建物の解体は順序よく行い、特に安全を期すこと。工事中に発生する粉塵については、散水等適当な方法により発生防止に努めること。 ◎解体の発生材の運搬計画及び通行道路の搬送計画について、関係機関と協議し、一般車両の通行に支障の無いように努めること。また、道路の汚染防止に努め、道路等を汚した場合は速やかに清掃すること。 ◎解体は全て分別解体により行い、次により工事写真を撮影すること。 (1)内装材等をはぎ取った壁、天井、床の各面 (2)内装材を分別して集積したところ(特にせっこうボードは他のボードと区別すること) (3)積み込み状況(車のナンバープレートを写し込むこと) (4)捨て場状況(車のナンバープレートを書し込むこと) ◎構造物の地中部の取り壊しはベース下端捨てコンクリート及び栗石底面まで行い撤去すること。 ◎本工事の施工に当たっては、騒音・振動を発生させる作業施工中、騒音・振動測定を実施し、騒音振動規制法等関係法令に基づく基準内及び周辺住民への影響を考慮した施工を行うこと。 ◎騒音・振動の測定中に基準値を超えたことが確認された場合には現場監督員に速やかに連絡すること。 ◎騒音・振動の測定に当たっては、計量証明事業登録者が行い、測定完了後計量証明事業登録者の作成した報告書を3部提出すること。 レベル測定方法)による。(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築工事施工 監理指針参考資料参照) ◎騒音・振動の測定に先立ち、測定に関する実施計画書を提出し、監督員の承認を得た後、実施すること。 ◎測点数は3ヶ所とし、位置は解体作業の進行に伴い移動するものとする。(延6日間を見込んでい。)
③ 仮設物	
④ 養生	
⑤ 工事用水、電力等	
⑧ 工事車両駐車場 現場事務所用地等	
3章 解体施工	
① 一般事項	
② 工事の範囲	
③ 騒音振動調査	

項目	特記事項
⑤ 杭	◎杭の解体・解体建物の一部に杭が使用されているが、基礎接続部分までの解体とする。 但し、今後の跡地利用の方針に鑑み、全ての杭について詳細な杭頭位置を計測し監督員に報告すること。
⑥ 構内舗装等	◎樹木等の伐採抜根及び移設 方法(全て伐根まで) ◎舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。
⑦ 地下埋設物・埋設配管等	◎解体範囲内の設備機器等の撤去も本工事に含むものとする。なお、電気、給排水、ガス管、空調配管、配線の有無を確認のうえ着手すること。
⑧ 整地・埋戻し・盛土	とする。 ◎混入する石の最大径は40mm程度とする。 ◎埋め戻し高さは、GL-150 とする。 ◎整地範囲は仮囲い範囲及び境界場又は道路境界線までとする。
⑨ 工事中の排水	◎工事により発生する汚泥等を含む排水は沈殿槽を設置するなどして排水し、海岸に漏出させないこと。
⑩ 墜落防止対策	◎2階以上の腰壁のない開口部等から廃棄物の搬出作業を行う場合には、墜落防止の手すり等を設けること。 ◎手すり等を設けることが著しく困難なとき、又は、作業の必要上臨時に手すり等を取り外すときは、墜落制止用器具を使用したままの状態での作業を行えるよう考慮し、作業員に 墜落制止用器具の着用を徹底させること。
⑪ 山留め	◎山留めは、適切な資料に基づき構造計算を行い、安全に設置すること。また、設置期間中、周辺地域及び山留めの状況を点検するとともに、安全管理に必要な計測を行うこと。 ◎法面施工の場合(●素掘り ・ 多段式)
⑫ 浄化槽	◎汚水、汚物等の回収、洗浄、消毒等の措置(●行う ・ 行わない)

4章 アスベスト含有建材の除去等	
項目	特記事項
① 一般事項	◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。 ◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。 ◎既存のアスベスト含有建材の分析結果は(●貸与する ・ ない) ◎事前の施工調査等を改標仕1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。 監督員へも結果を提出すること。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-IIによること。 ◎表示、掲示は次のとおり行うこと。 ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。 ◎アスベスト粉塵濃度測定を(●行う ・ 行わない)。 による位相差・分散顕微鏡法による。 ・測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 ・報告書を(3)部作成し監督員に提出すること。 ・測定場所及び箇所は図示による。測定時期(着手前・工事中(定期的に)・工事完了時) ◎施工計画 (1)工事着手前に施工計画書(関係法令の作業計画内容を含む)を監督員に提出し、承諾を受けること。 (2)アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。 ◎アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。

項目	特記事項																																			
② アスベスト含有吹付け材の除去	<p>◎工法</p> <p>(1) アスベスト除去工法は、「建築物等の保全技術・技術審査証明事業」による保全審査証明取得工法又は(一財)日本建築センターによる審査証明取得工法とする。</p> <p>◎除去箇所一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>採取No</th> <th>建物</th> <th>階数</th> <th>場所</th> <th>施工部位</th> <th>建材名</th> <th>分析結果キ</th> <th>作業レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>#32</td> <td>本館</td> <td>1F</td> <td>外部</td> <td>軒天</td> <td>吹付タイル(白)</td> <td>含有(Oh)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>#33</td> <td>本館</td> <td>2F</td> <td>外部</td> <td>軒天</td> <td>リシン吹付</td> <td>含有(Oh)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>#36</td> <td>本館</td> <td>-</td> <td>外部</td> <td>軒天、段裏</td> <td>リシン吹付</td> <td>含有(Oh)</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>*石綿の種類略号 Cb(クリソタイル)、mA(アモサイト)、Cr(クロソドライト)、An(アンソフィライト)、Tr(トレモライト)、Ac(アクチノライト)、み(みなし含有)</p> <p>◎作業場の隔離等</p> <p>(1) 前室、洗浄室及び更衣室は工事のゾーン毎に隣接した空室に設置する。(施工計画段階で検討)</p> <p>(2) 除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。</p> <p>◎施工記録等</p> <p>(1) 施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(2) 施工記録報告書のうち作業者の作業記録は40年間保存すること。</p> <p>(3) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。</p>	採取No	建物	階数	場所	施工部位	建材名	分析結果キ	作業レベル	#32	本館	1F	外部	軒天	吹付タイル(白)	含有(Oh)	3	#33	本館	2F	外部	軒天	リシン吹付	含有(Oh)	3	#36	本館	-	外部	軒天、段裏	リシン吹付	含有(Oh)	3			
採取No	建物	階数	場所	施工部位	建材名	分析結果キ	作業レベル																													
#32	本館	1F	外部	軒天	吹付タイル(白)	含有(Oh)	3																													
#33	本館	2F	外部	軒天	リシン吹付	含有(Oh)	3																													
#36	本館	-	外部	軒天、段裏	リシン吹付	含有(Oh)	3																													
③ アスベスト含有保温材等の除去	<p>◎除去箇所一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建物</th> <th>階数</th> <th>場所</th> <th>施工部位</th> <th>建材名</th> <th>分析結果キ</th> <th>作業レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理棟</td> <td>1F</td> <td>機械室</td> <td>配管エルボ</td> <td>水練り保温材</td> <td>含有(An)</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*石綿の種類略号 Cb(クリソタイル)、mA(アモサイト)、Cr(クロソドライト)、An(アンソフィライト)、Tr(トレモライト)、Ac(アクチノライト)、み(みなし含有)</p> <p>◎作業場の隔離等</p> <p>(1) 前室、洗浄室及び更衣室は工事のゾーン毎に隣接した空室に設置する。(施工計画段階で検討)</p> <p>(2) 除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。</p> <p>◎施工記録等</p> <p>(1) 施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(2) 施工記録報告書のうち作業者の作業記録は40年間保存すること。</p> <p>(3) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。</p>	建物	階数	場所	施工部位	建材名	分析結果キ	作業レベル	管理棟	1F	機械室	配管エルボ	水練り保温材	含有(An)	2																					
建物	階数	場所	施工部位	建材名	分析結果キ	作業レベル																														
管理棟	1F	機械室	配管エルボ	水練り保温材	含有(An)	2																														
④ アスベスト含有成形板の除去	<p>◎養生等</p> <p>(1) 建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による。 外部足場(種類: 枠組本足場、仕様: 2枚布、D=90cm、シート種類: ビニール t=0.15<二重張>) 仮囲い高さ: H=1.8m</p> <p>(2) 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。 内部足場(種類: 脚立足場) 養生種別(ビニール t=0.15<二重張>)</p> <p>◎工法</p> <p>(1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきがけて行うこと。</p> <p>(2) 除去は、破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原形のまま、「手ばらし」とする。建築物外部の成形板を除去する場合も同様とする。 なお、やむを得ず切断、破砕等を行わなければならない場合は、監督員と協議のうえ、常時湿潤化した状態で作業を行う。 ただし、アスベストを含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離(負圧不要)を行う。 建物から取り外した廃材を湿潤化のうえ、原形のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。</p>																																			

項目	特記事項																																																																																								
	<p>◎除去箇所一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資料No</th> <th>建物</th> <th>階数</th> <th>場所</th> <th>施工部位</th> <th>建材名</th> <th>分析結果</th> <th>作業レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>管理棟</td> <td>-</td> <td>外部</td> <td>軒天</td> <td>ケイカル板</td> <td>含有(ケイカル板)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>管理棟</td> <td>-</td> <td>外部</td> <td>屋根</td> <td>コロニアル葺</td> <td>含有(ケイカル板)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>管理棟</td> <td>2F</td> <td>ホール・階段</td> <td>床</td> <td>塩ビタイル</td> <td>含有(ケイカル板)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>管理棟</td> <td>2F</td> <td>浴室</td> <td>床</td> <td>アスファルト防水</td> <td>含有(ケイカル板)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>管理棟</td> <td>2F</td> <td>ホール</td> <td>天井</td> <td>岩綿吸音板</td> <td>含有(ケイカル板)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>管理棟</td> <td>1F</td> <td>機械室</td> <td>配管保温材</td> <td>水練り保温材</td> <td>含有(ケイカル板)</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>駐車場・倉庫・分別ゴミ室</td> <td>1F</td> <td>倉庫(左)</td> <td>壁</td> <td>ケイカル板</td> <td>含有(ケイカル板)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*石綿の種類略号 Cb(クリソタイル)、mA(アモサイト)、Cr(クロソドライト)、An(アンソフィライト)、Tr(トレモライト)、Ac(アクチノライト)、み(みなし含有)</p> <p>◎除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。</p> <p>◎施工記録等</p> <p>(1) 施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(2) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。</p> <p>◎アスベスト含有建材の詳細な調査分析結果は、美波町にて保管しているので必要に応じて内容を確認すること。</p>	資料No	建物	階数	場所	施工部位	建材名	分析結果	作業レベル	2	管理棟	-	外部	軒天	ケイカル板	含有(ケイカル板)	3	3	管理棟	-	外部	屋根	コロニアル葺	含有(ケイカル板)	3	6	管理棟	2F	ホール・階段	床	塩ビタイル	含有(ケイカル板)	3	9	管理棟	2F	浴室	床	アスファルト防水	含有(ケイカル板)	3	16	管理棟	2F	ホール	天井	岩綿吸音板	含有(ケイカル板)	3	17	管理棟	1F	機械室	配管保温材	水練り保温材	含有(ケイカル板)	2	21	駐車場・倉庫・分別ゴミ室	1F	倉庫(左)	壁	ケイカル板	含有(ケイカル板)	3																								
資料No	建物	階数	場所	施工部位	建材名	分析結果	作業レベル																																																																																		
2	管理棟	-	外部	軒天	ケイカル板	含有(ケイカル板)	3																																																																																		
3	管理棟	-	外部	屋根	コロニアル葺	含有(ケイカル板)	3																																																																																		
6	管理棟	2F	ホール・階段	床	塩ビタイル	含有(ケイカル板)	3																																																																																		
9	管理棟	2F	浴室	床	アスファルト防水	含有(ケイカル板)	3																																																																																		
16	管理棟	2F	ホール	天井	岩綿吸音板	含有(ケイカル板)	3																																																																																		
17	管理棟	1F	機械室	配管保温材	水練り保温材	含有(ケイカル板)	2																																																																																		
21	駐車場・倉庫・分別ゴミ室	1F	倉庫(左)	壁	ケイカル板	含有(ケイカル板)	3																																																																																		

項目	特記事項

GENERAL PLANNING	
EXECUTIVE DESIGN	



一級建築士 第 152422 号 藤山仁志

TITLE	令和6年度 海部郡衛生処理事務組合 管理棟他解体工事	DATE	-
DRAWING	解体工事特記仕様書 - 4	SCALE	-
CHECK		NO.	05 A-05

○管理棟

□ 囲み内の仕上は7スゝト含有建材を示す

外部仕上表						
外部	外壁	モルタル刷毛引 吹付タイル				
	軒天	ケイカル板 AEP塗				
	屋根	コロニアル葺、アスファルトルーフィング22Kg				
		コンパネ t=12、木製タルキ 45×45 @360、木製母屋 100×100 @910				
	ベランダ	シート防水				
内部仕上表						
	室名	床	巾木	壁	天井	
内部 1階	通路・アプローチ	707-タイル	モルタル刷毛引き	モルタル刷毛引き	アルミカーサバントレ	
	倉庫	モルタル塗	モルタル下地 プラスター塗	モルタル塗	9mmPB下地、目すかしEP塗	
	機械室	モルタル塗	岩綿吹付	岩綿吹付	岩綿吹付	
		エルボ配管保温材(水練り保温材)				
	ホール・廊下	モルタル塗、塩ビタイル	ソフト巾木 H60	モルタル下地、不燃ビニル吹貼り	9mmPB下地、タイル t=450×900	
	事務室	モルタル塗、塩ビタイル	ソフト巾木 H60	9mmPB下地、不燃ビニル吹貼り	9mmPB下地、タイル t=450×900	
	応接室	モルタル塗、カーペット敷き(エアマット共)	ソフト巾木 H60	9mmPB下地、不燃ビニル吹貼り	9mmPB下地、不燃吹貼り	
	湯沸室	モルタル塗、塩ビタイル	ソフト巾木 H60	9mmPB下地、不燃ビニル吹貼り	9mmPB下地、不燃吹貼り	
	休養室	タタ敷き	タタ寄せ	ジュラ塗	タネト天井板	
	書庫	モルタル塗	ソフト巾木 H60	9mmPB下地、目すかしEP塗	プラスター塗 9mmPB下地、目すかしEP塗	
	WC	モルタル下地モザイクタイル 24口	—	モルタル下地EP塗 半磁器カータイル貼り	9mmPB下地、タイル t=450×900	
	内部 2階	ホール	モルタル塗、塩ビタイル	ソフト巾木 H60	モルタル下地、不燃ビニル吹貼り	岩綿吸音板張
		会議室	モルタル塗、塩ビシート	ソフト巾木 H60	モルタル下地、不燃ビニル吹貼り	梁型 プラスター塗 9mmPB下地、不燃ビニル吹貼り
検査室		モルタル塗	ソフト巾木 H60	シベキ 5.5下地 目すかしOP塗	9mmPB下地、目すかしEP塗	
衛生組合管理第2課		モルタル塗、塩ビタイル	ソフト巾木 H60	モルタル下地、不燃ビニル吹貼り 100角カータイル貼り	9mmPB下地、タイル t=450×900	
海部郡町村会		モルタル塗、塩ビタイル	ソフト巾木 H60	モルタル下地、不燃ビニル吹貼り	9mmPB下地、タイル t=450×900	
介護促進審査会		モルタル塗、塩ビタイル	ソフト巾木 H60	モルタル下地、不燃ビニル吹貼り	9mmPB下地、タイル t=450×900	
浴室		アスファルト防水 モルタル下地モザイクタイル 24口	モルタル下地、壁タイル貼り	モルタル下地、壁タイル貼り	9mmPB下地、タイル t=450×900	
ボイラー室		モルタル塗(シート防水)	岩綿吹付	岩綿吹付	岩綿吹付	
WC		シート防水 モルタル下地モザイクタイル 24口	モルタル下地、壁タイル貼り	モルタル下地、壁タイル貼り	9mmPB下地、タイル t=9mm貼り	
内部 共通		階段	モルタル塗、塩ビタイル	ササ巾木(塩ビ製)	モルタル下地、不燃ビニル吹貼り	9mmPB下地、タイル t=9mm貼り
		押入	ラワン合板	ラワン合板	ラワン合板	ラワン合板

○作業員休憩・準備室

□ 囲み内の仕上は7スゝト含有建材を示す

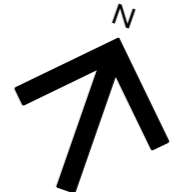
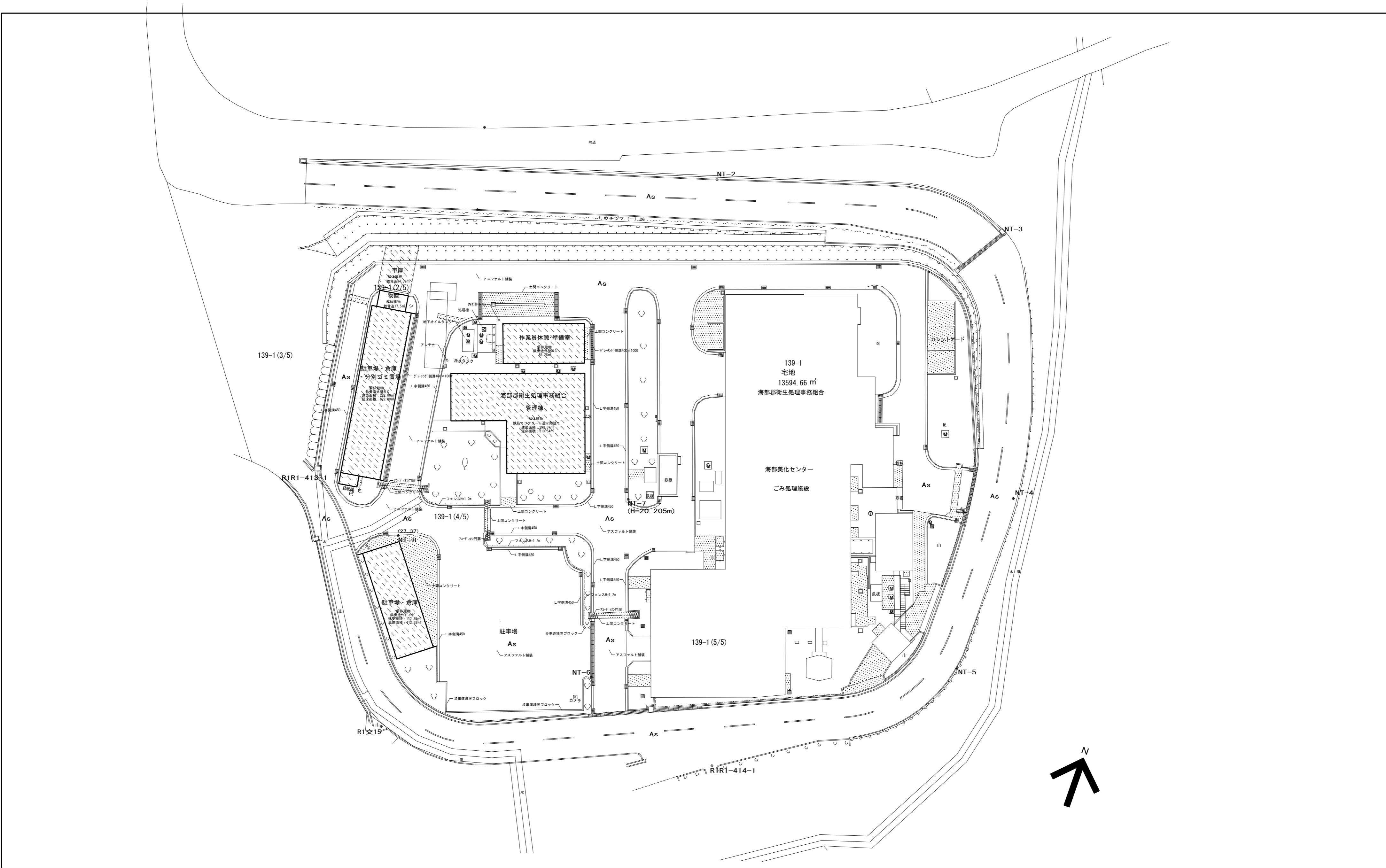
外部仕上表					
外部	外壁	ALC版 100 吹付タイル			
	軒天	ALC版 100 (屋根用) 表し			
	屋根	ALC版 100 (屋根用) シート防水			
内部仕上表					
	室名	床	巾木	壁	天井
内部 1階	作業員休憩室・準備室	コンクリート金ゴテ	コンクリート	ALC版 100表し 無塗装	ALC版 100 (屋根用) 表し

○駐車場・倉庫・分別ゴミ置場

外部仕上表					
外部	外壁	ALC版 100 吹付タイル			
	軒天	ALC版 100 (屋根用) 表し			
	屋根	ALC版 100 (屋根用) シート防水 ルーフェッキH88、グリーン防水シート			
内部仕上表					
	室名	床	巾木	壁	天井
内部 1階	倉庫(小)左	フローリング張り	木製巾木H60	ケイカル板EP塗	バスリブ天井
	倉庫(小)右	フローリング張り	木製巾木H60	ベニヤピーリング	ボード(キッチン 袖同等)
	車庫・倉庫	コンクリート金ゴテ	コンクリート	ALC版 100表し 無塗装	ALC版 100 (屋根用) 表し
	分別ゴミ	コンクリート金ゴテ	コンクリート	ALC版 100表し 無塗装	ALC版 100 (屋根用) 表し
	倉庫(大)右	コンクリート金ゴテ	コンクリート	金属製外壁表し	ルーフェッキ表し
	車庫差掛け(右)	アスファルト舗装	コンクリート	鉄骨柱	グリーン防水シート

○駐車場・倉庫

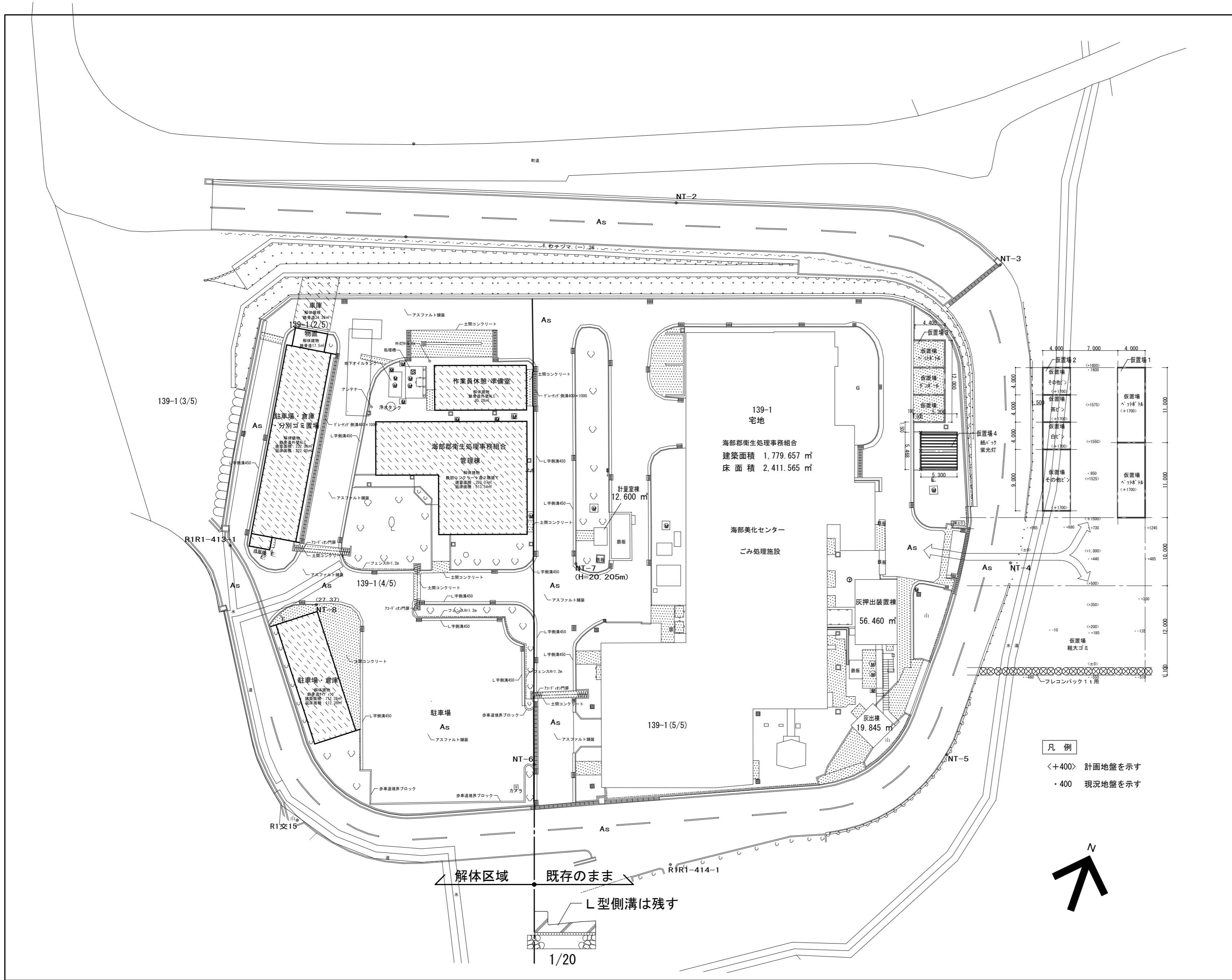
外部仕上表					
外部	外壁	サイディング張り 吹付タイル			
	軒天	ルーフェッキ表し			
	屋根	ルーフェッキH88			
内部仕上表					
	室名	床	壁	巾木	天井
内部 1階	駐車場・倉庫	コンクリート金ゴテ	コンクリート	サイディング表し	ルーフェッキ表し



GENERAL PLANNING	
EXECUTIVE DESIGN	


株式会社 平島弘之 + TEAM28
 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES
 一級建築士 第 152422 号 藤山仁志

TITLE	令和6年度 海部郡衛生処理事務組合 管理棟他解体工事	DATE	-
DRAWING	現況図	SCALE	1/400
CHECK		NO.	07 A-07



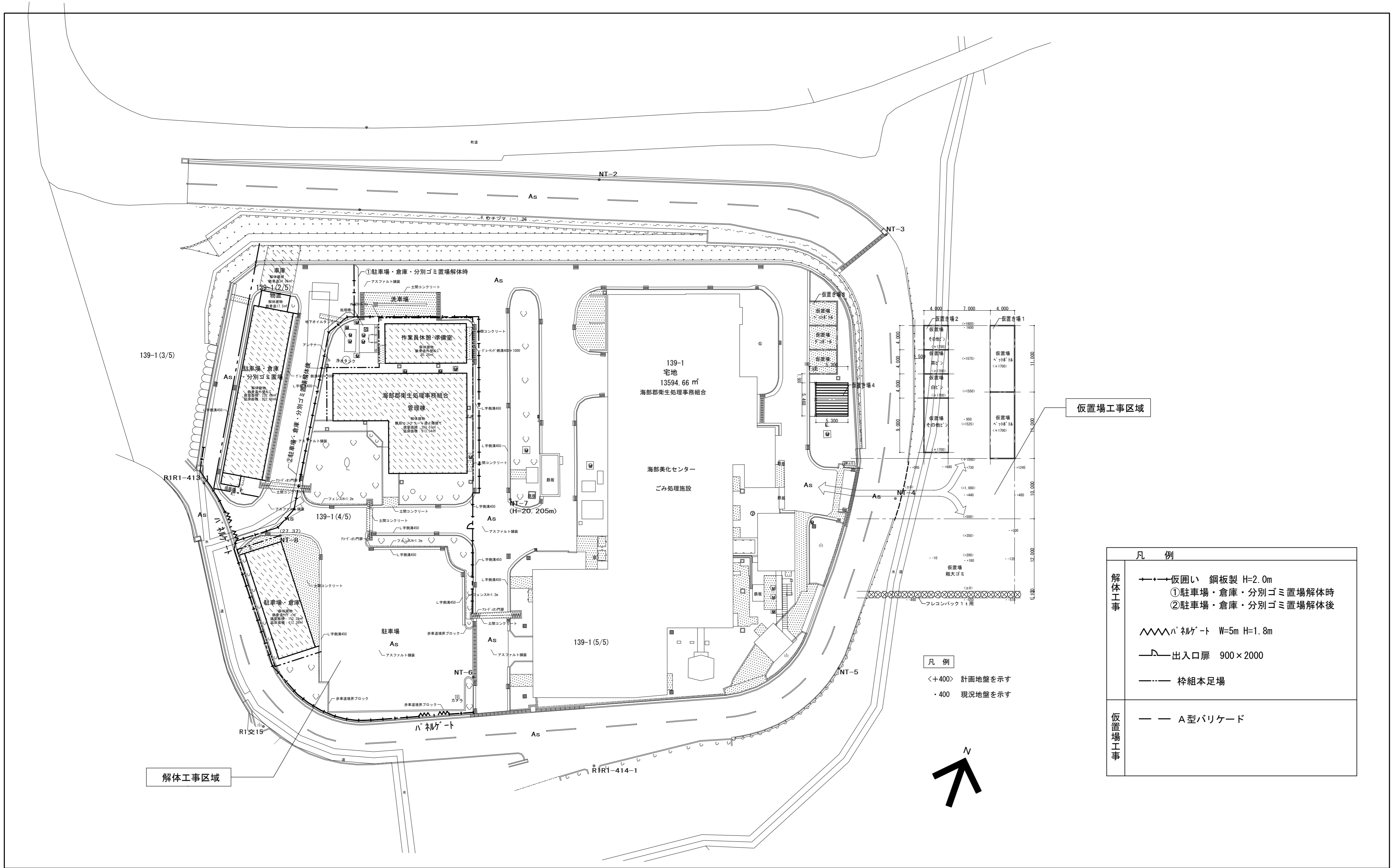
工事箇所：海部郡衛生処理事務組合

海部郡牟岐町大字内妻字白木139-1

GENERAL PLANNING		TITLE	令和6年度 海部郡衛生処理事務組合 管理棟他解体工事	DATE	-
EXECUTIVE DESIGN		DRAWING	配置図・解体区域図	SCALE	1/400
		CHECK		NO.	08 A-08

株式会社 平島弘之 + TEAM28
 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES
 一級建築士 第152422号 藤山仁志

GENERAL PLANNING	
EXECUTIVE DESIGN	

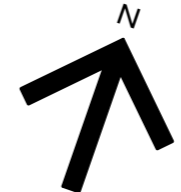


仮置場工事区域

解体工事区域

凡 例	
解体工事	<ul style="list-style-type: none"> ←←← 仮囲い 鋼板製 H=2.0m ① 駐車場・倉庫・分別ゴミ置場解体時 ② 駐車場・倉庫・分別ゴミ置場解体後
	<ul style="list-style-type: none"> 〰〰〰 バリケード W=5m H=1.8m
	<ul style="list-style-type: none"> — 出入口扉 900×2000
	<ul style="list-style-type: none"> — 枠組本足場
仮置場工事	<ul style="list-style-type: none"> — A型バリケード

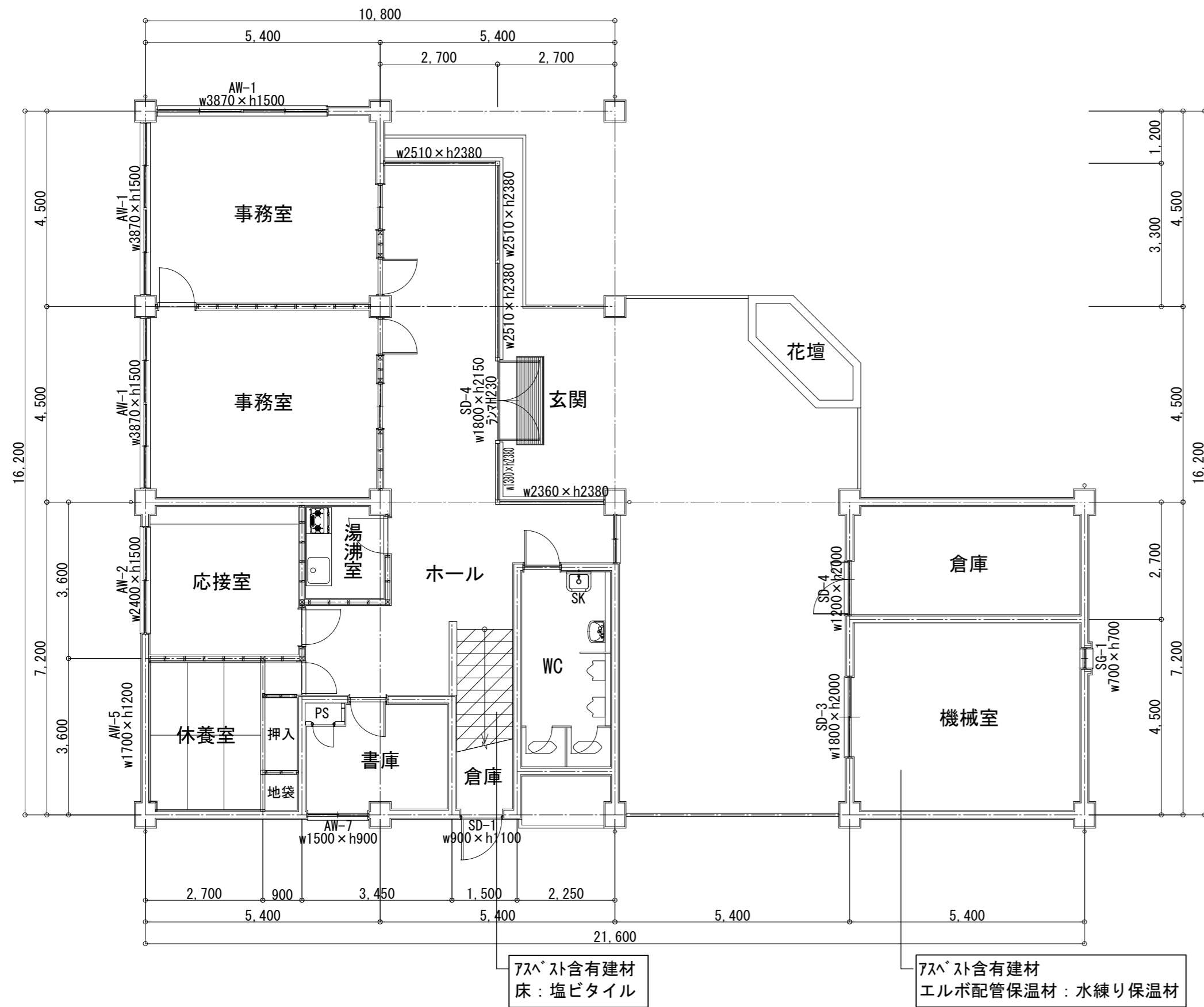
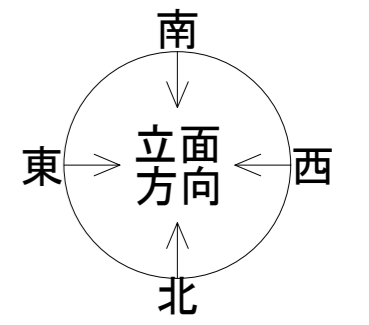
凡 例
 <+400> 計画地盤を示す
 ・400 現況地盤を示す



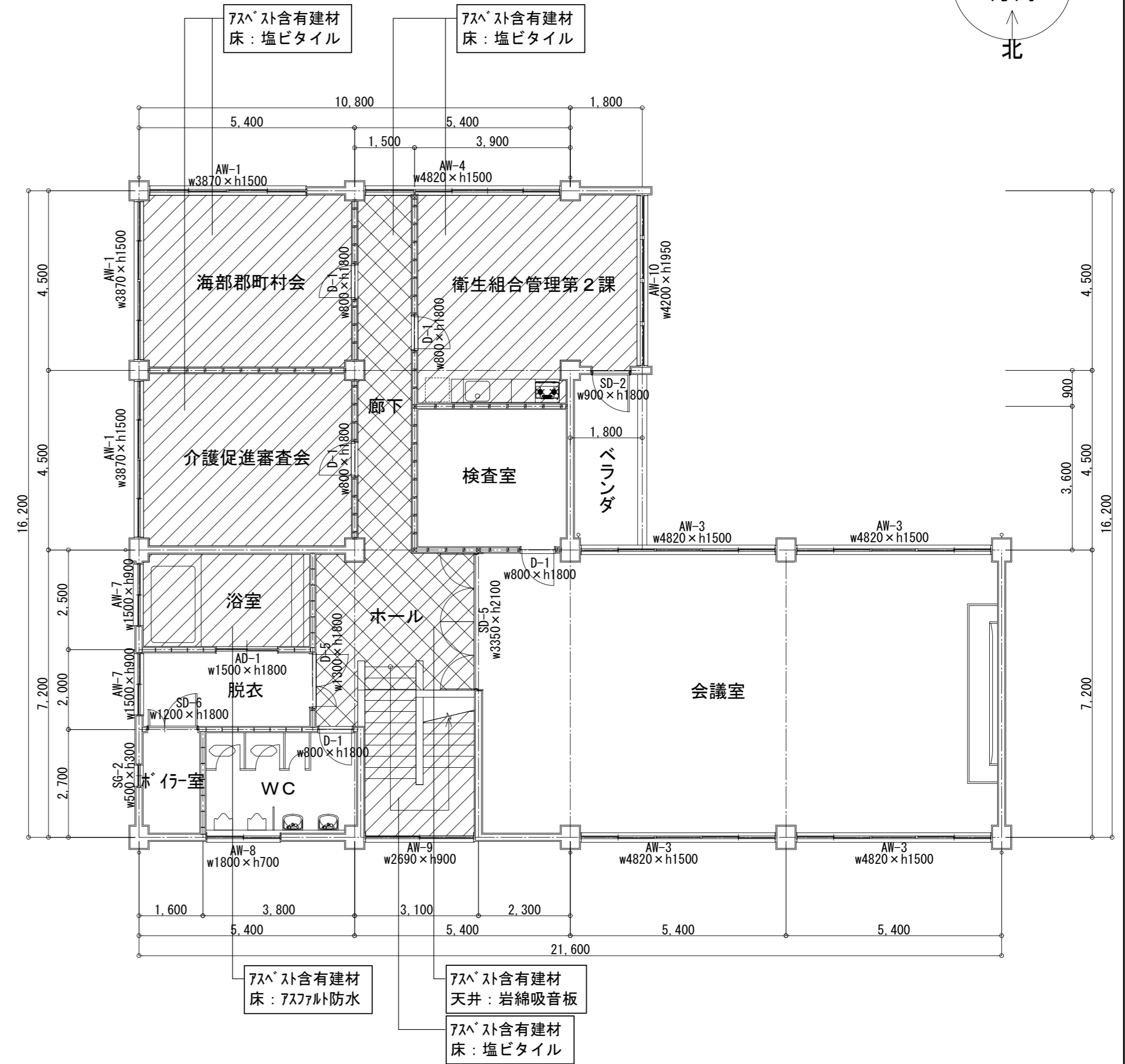
GENERAL PLANNING	
EXECUTIVE DESIGN	


株式会社 平島弘之 + TEAM28
 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES
 一級建築士 第 152422 号 藤山仁志

TITLE	令和6年度 海部郡衛生処理事務組合 管理棟他解体工事	DATE	—
DRAWING	仮設計画図	SCALE	1/400
CHECK		NO.	09 A-09



1階 平面図



2階 平面図

鉄筋コンクリート造2階建て

建築面積: 293.07㎡

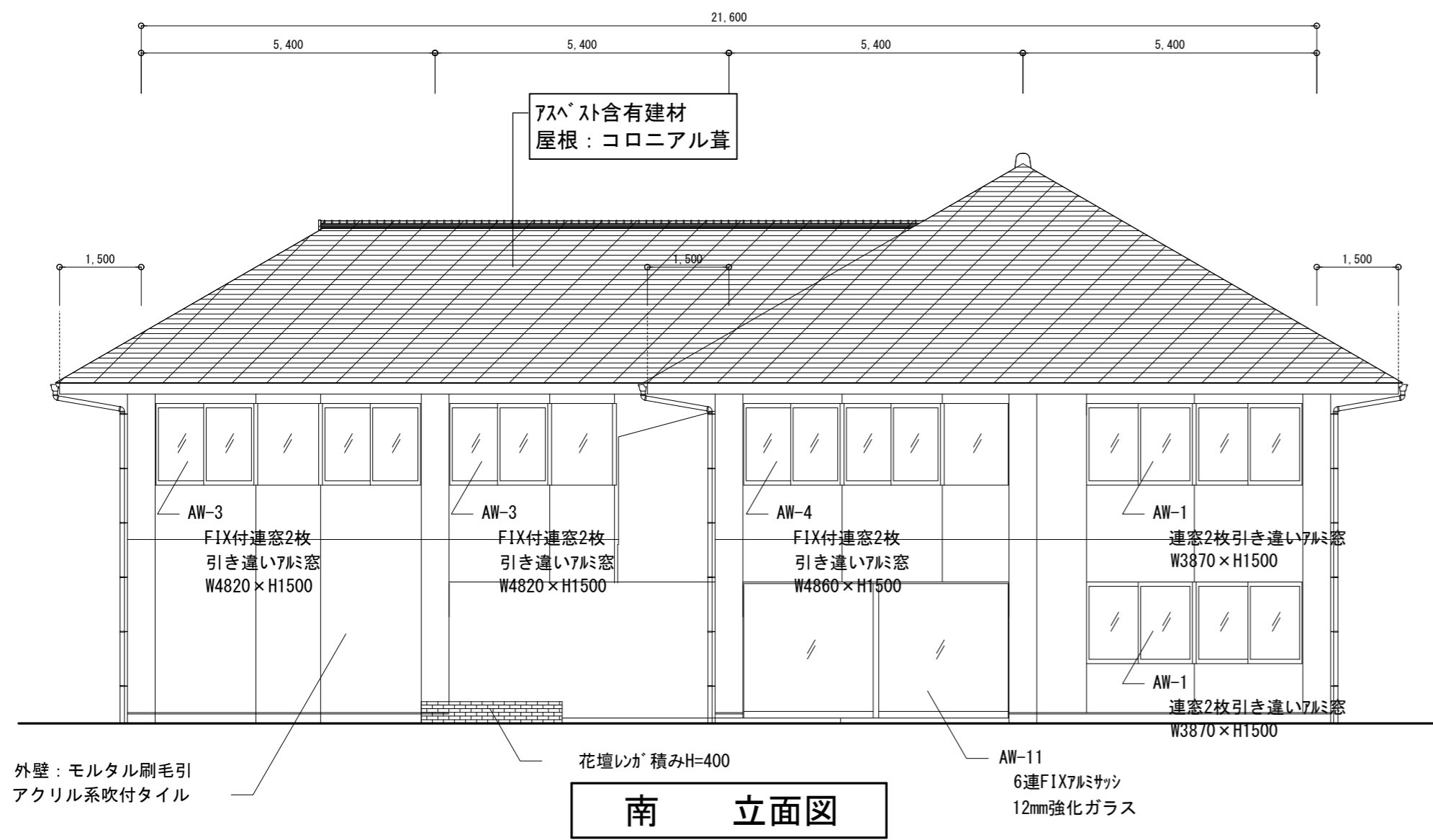
延床面積: 513.54㎡

管理棟

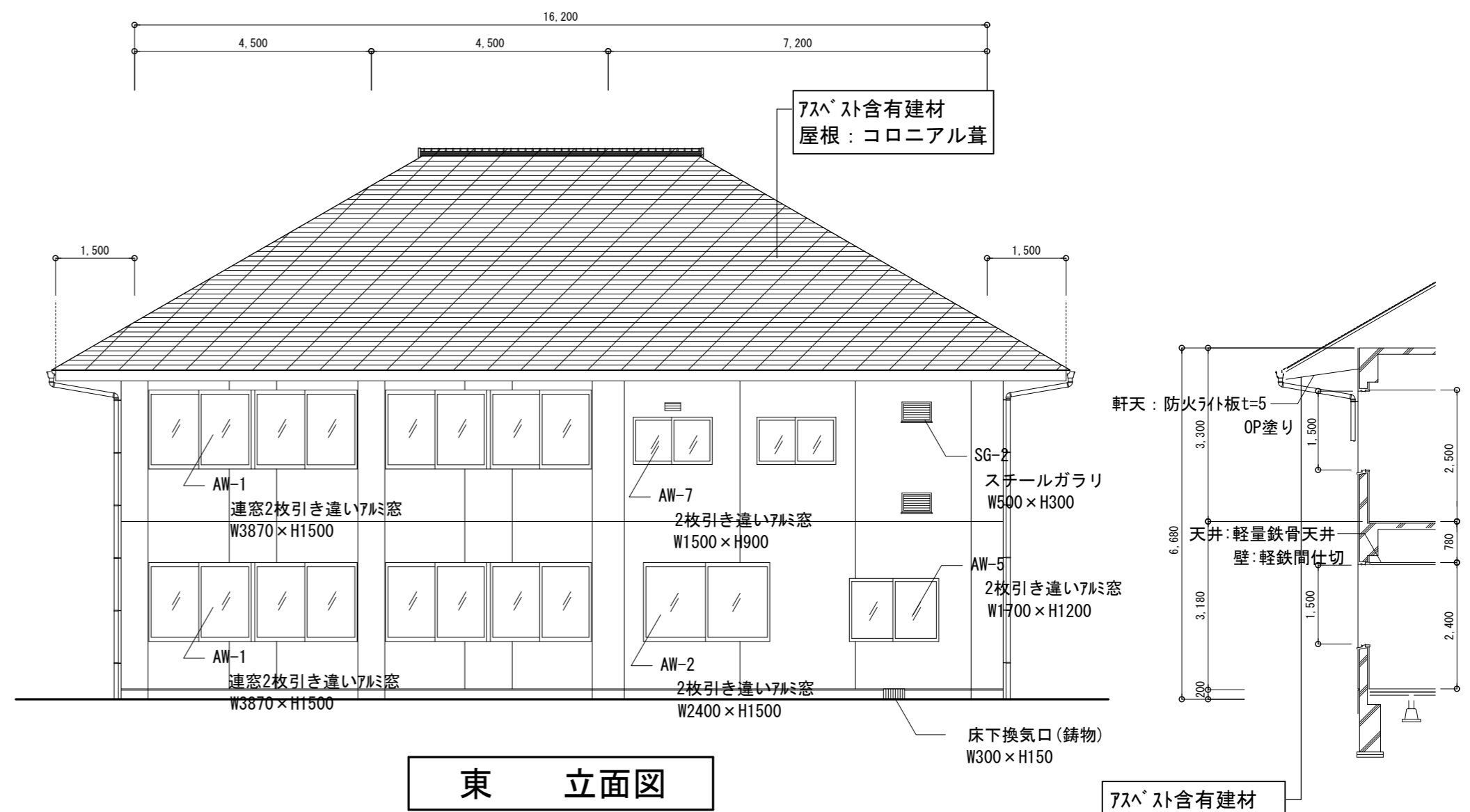
GENERAL PLANNING	
EXECUTIVE DESIGN	

株式会社 平島弘之+ TEAM28
HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES
一級建築士 第 152422 号 藤山仁志

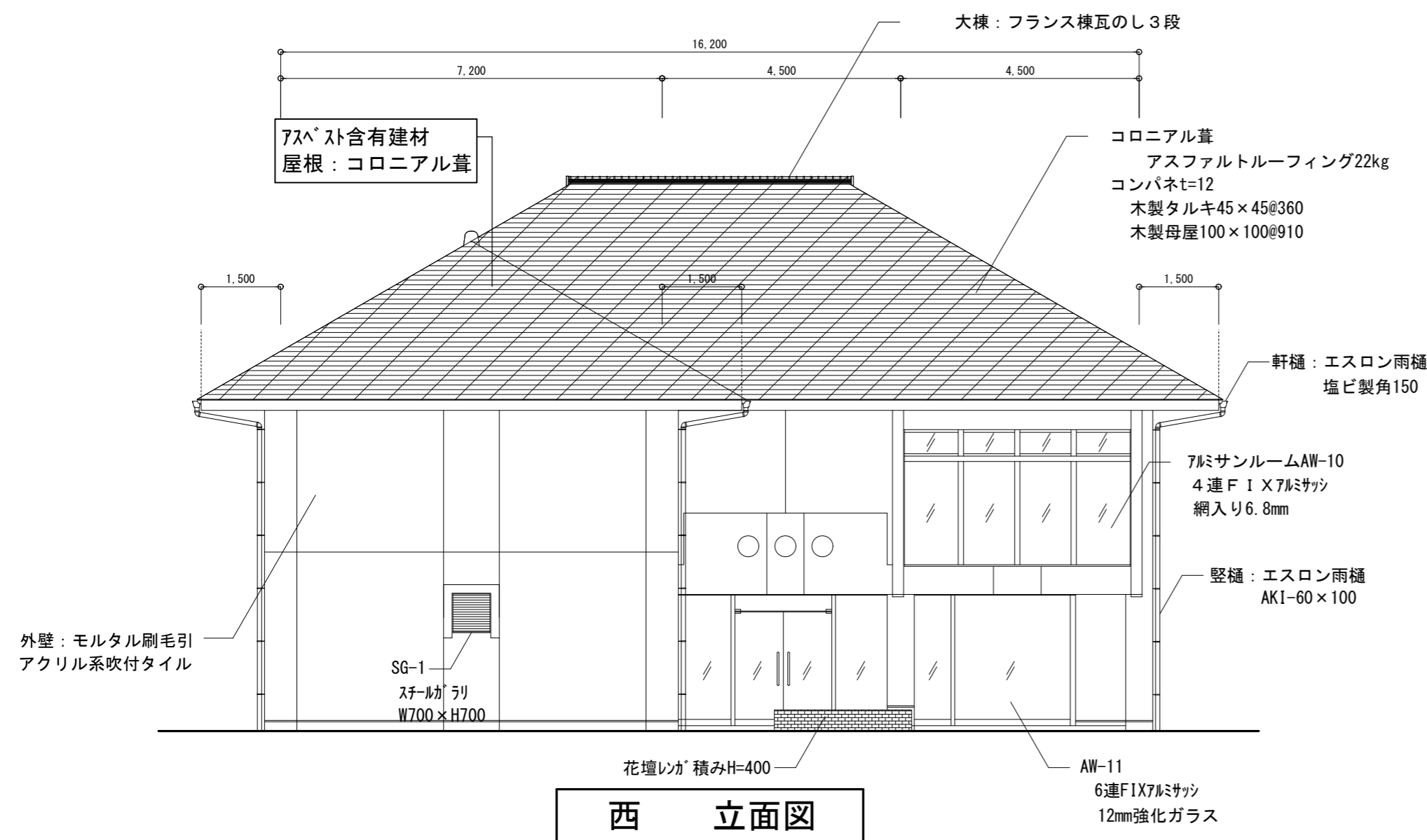
TITLE	令和6年度 海部郡衛生処理事務組合 管理棟他解体工事	DATE	-
DRAWING	管理棟平面図	SCALE	1/100
CHECK		NO.	10 A-10



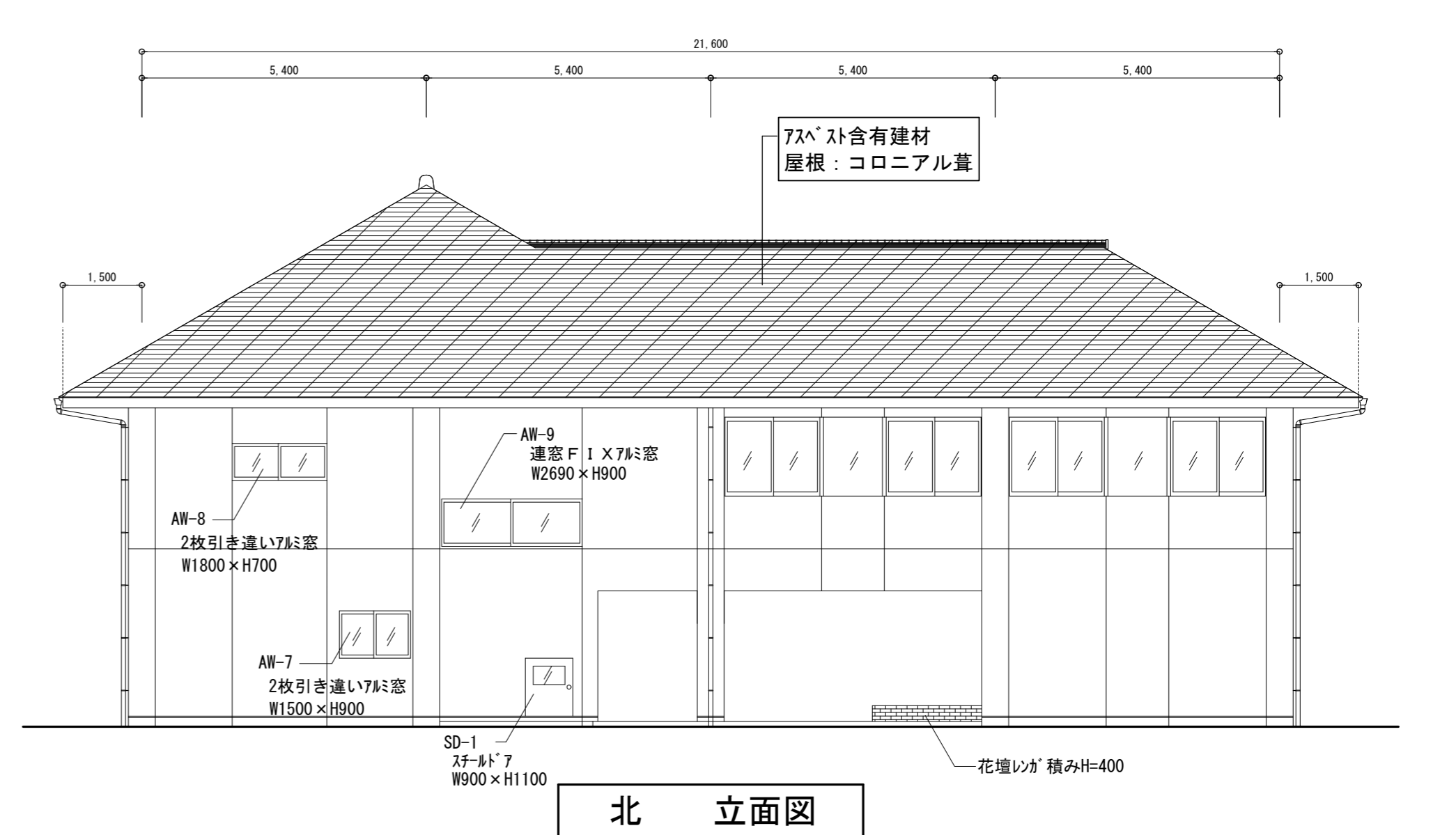
南 立面図



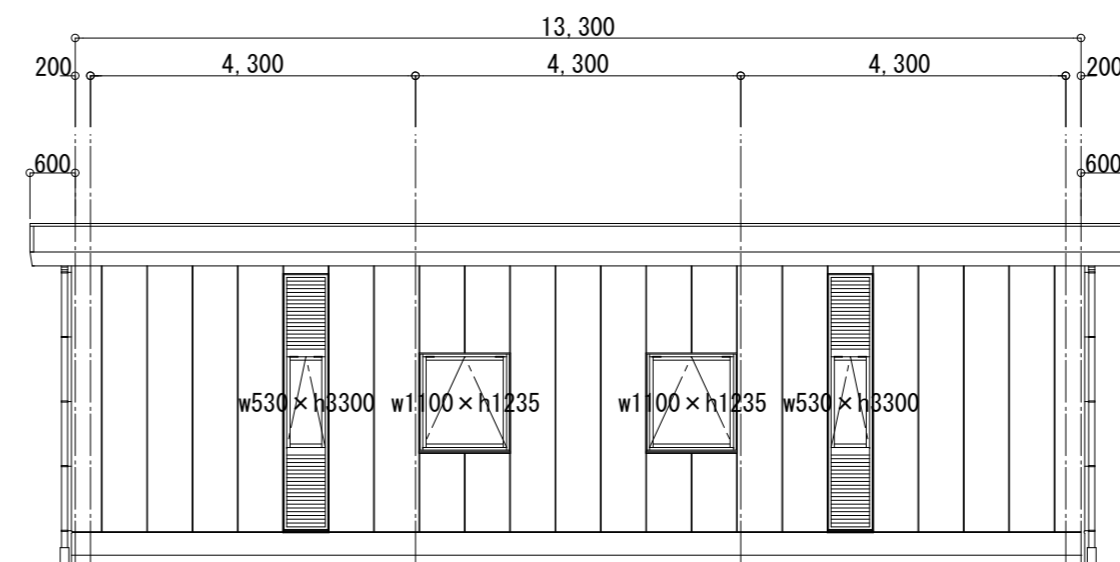
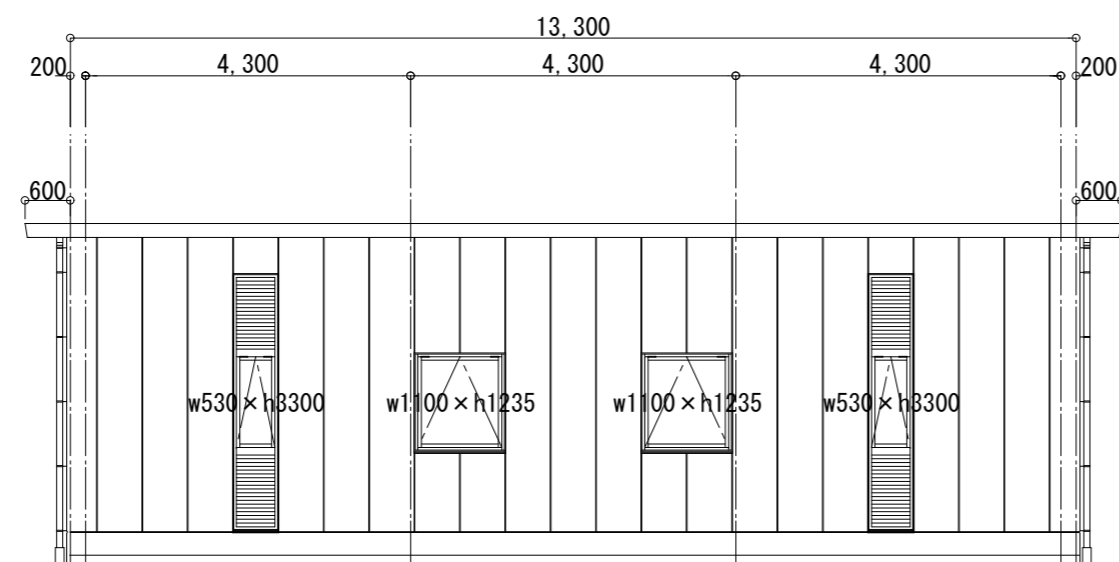
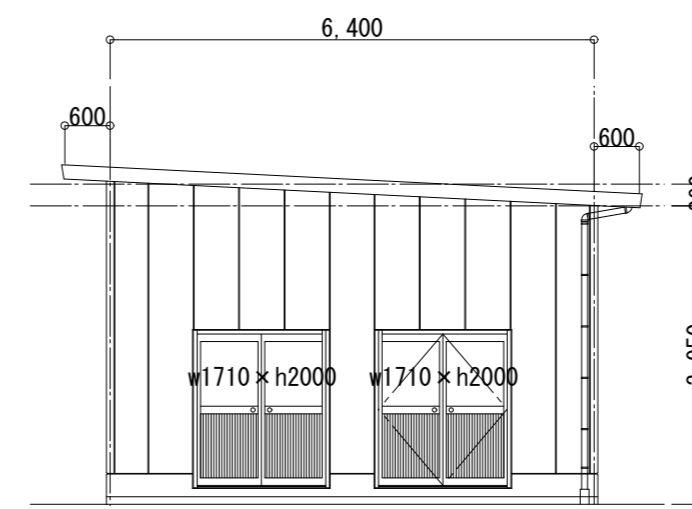
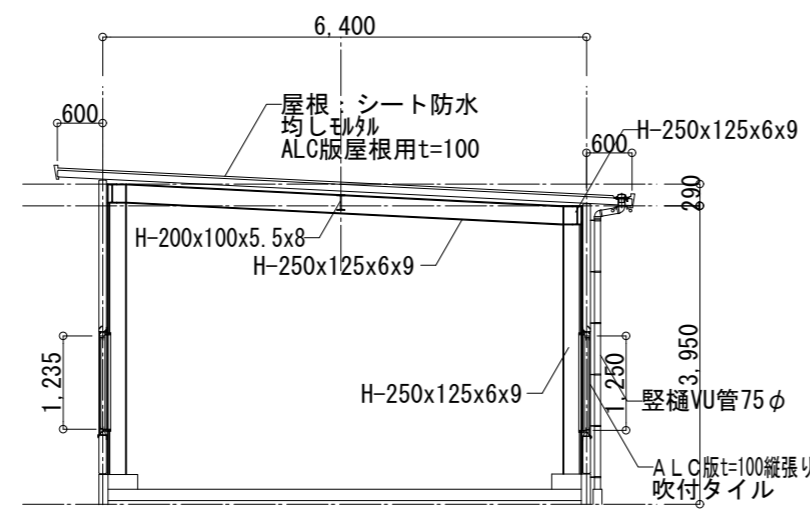
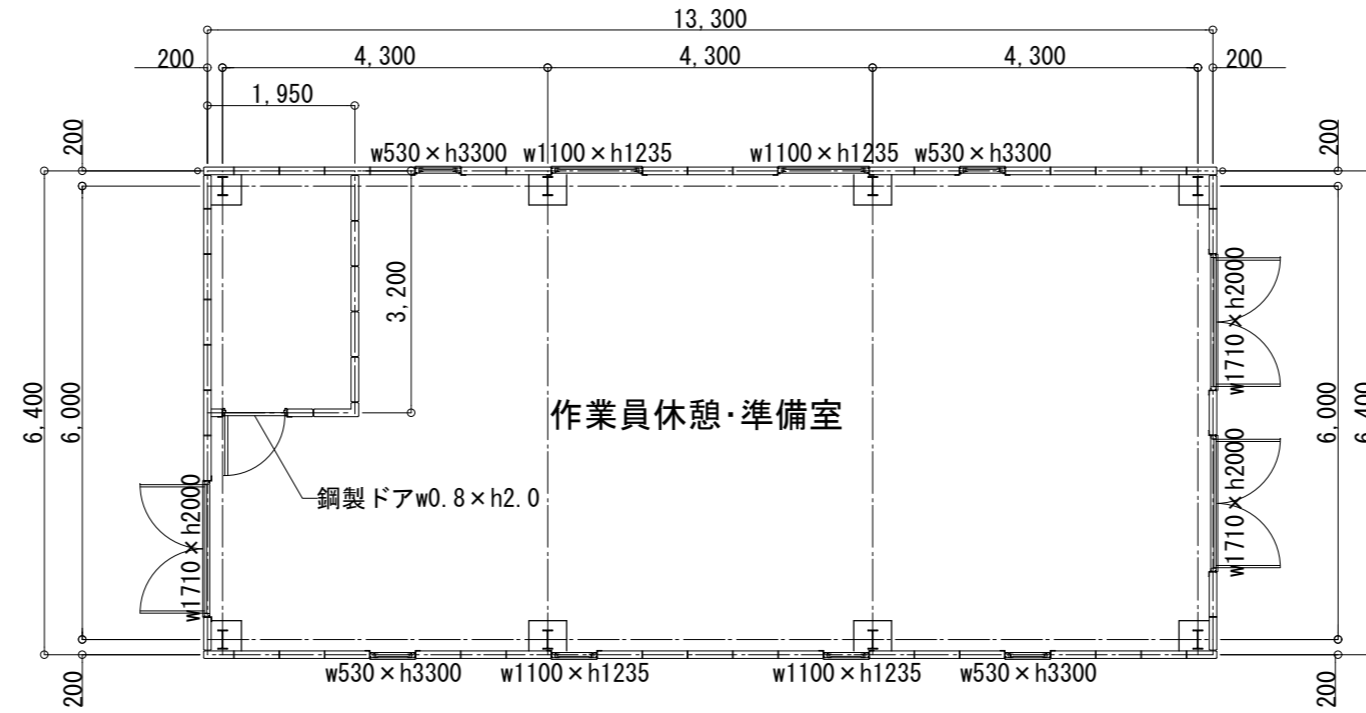
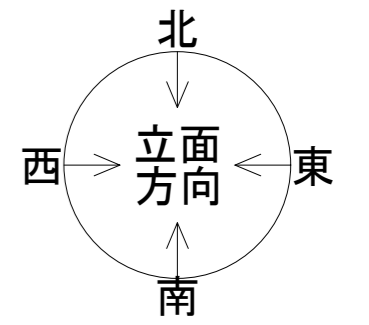
東 立面図



西 立面図



北 立面図



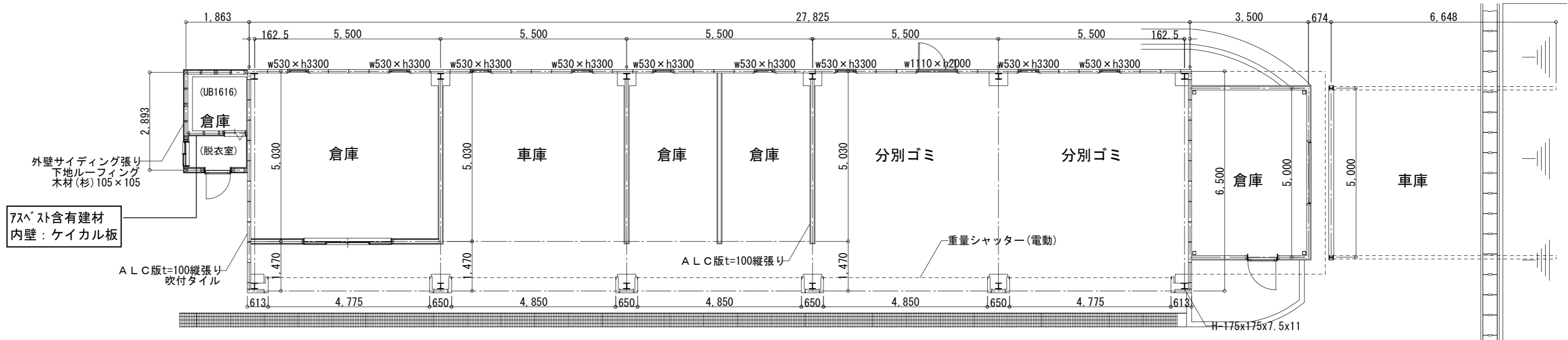
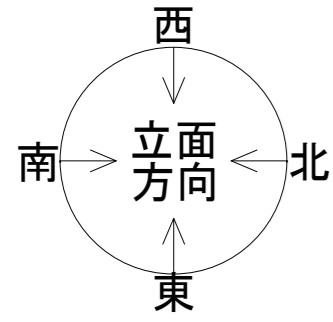
床面積: 13.300 × 6.400 = 85.12㎡

作業員休憩・準備室

GENERAL PLANNING	
EXECUTIVE DESIGN	

株式会社 平島弘之 + TEAM28
 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES
 一級建築士 第 152422 号 藤山仁志

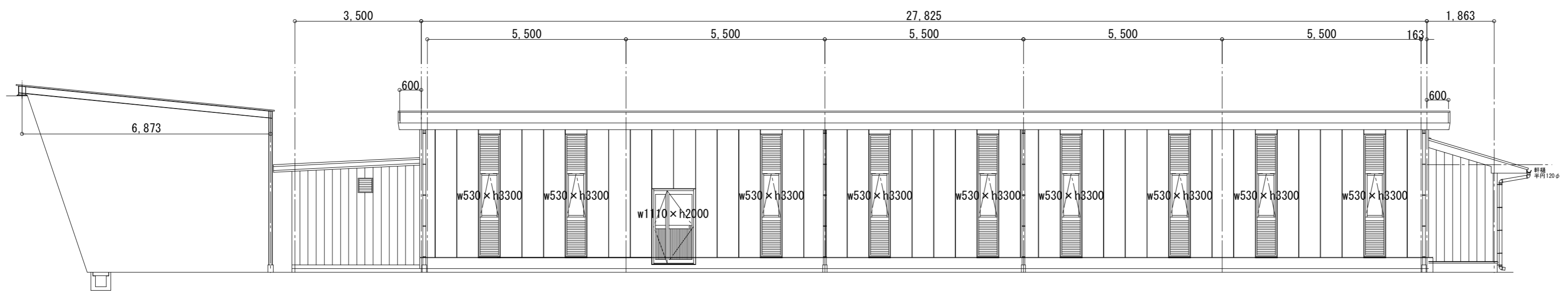
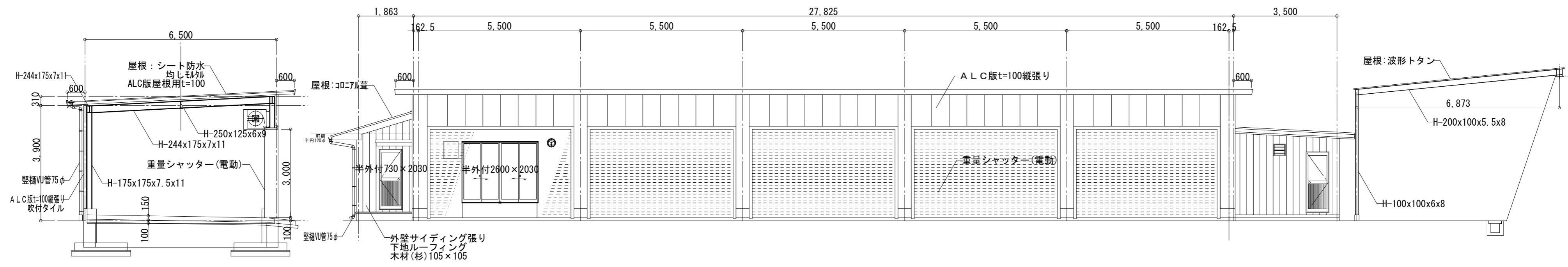
TITLE	令和6年度 海部郡衛生処理事務組合 管理棟他解体工事	DATE	—
DRAWING	作業員休憩・準備室 平面図・立面図	SCALE	1/100
CHECK		NO.	12 A-12



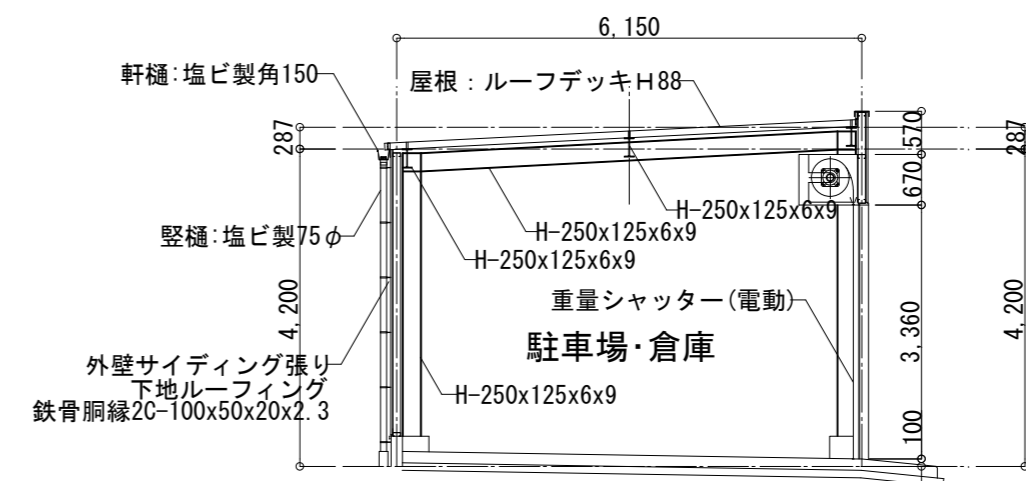
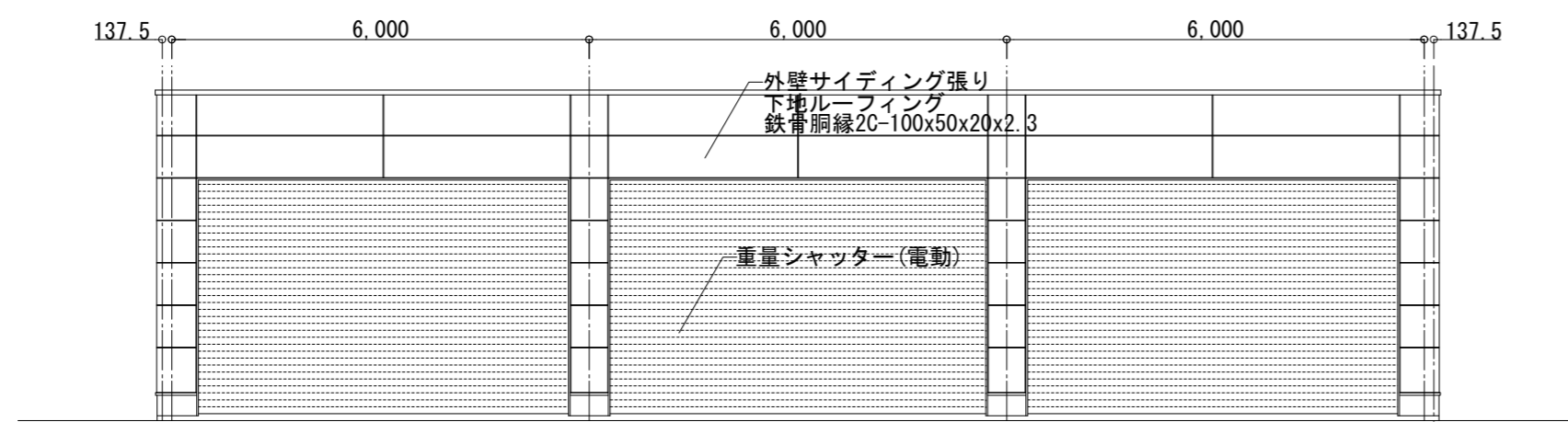
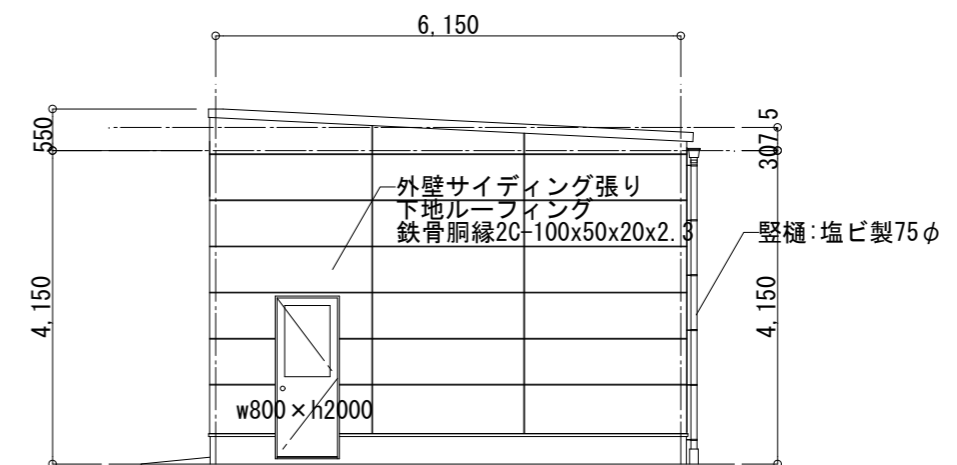
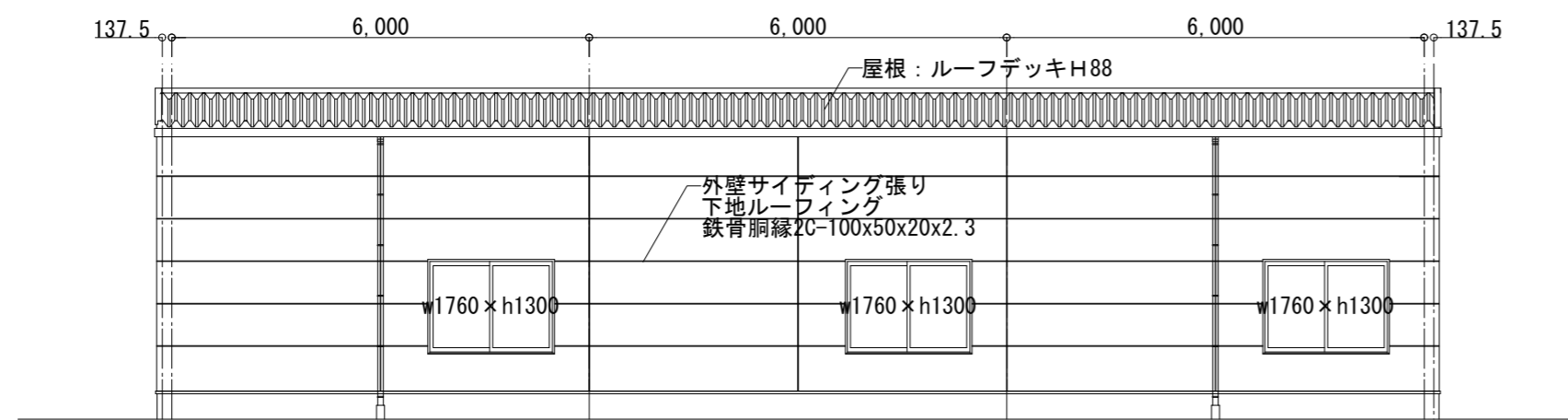
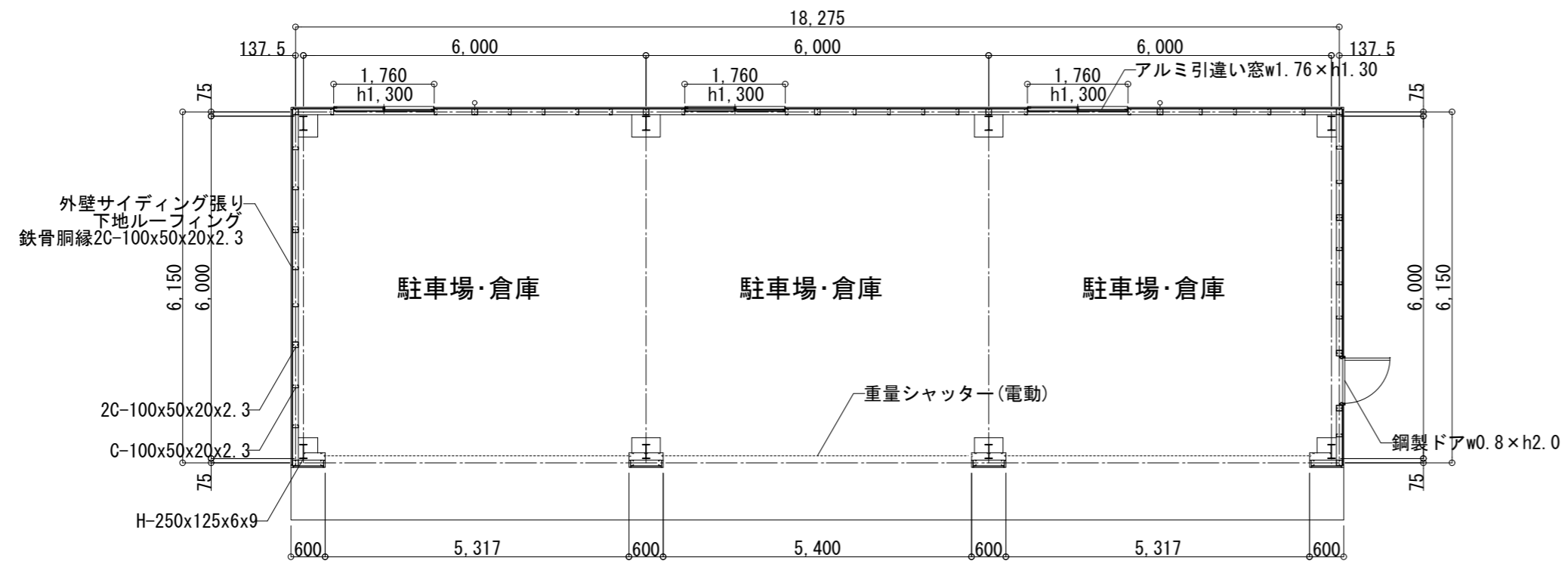
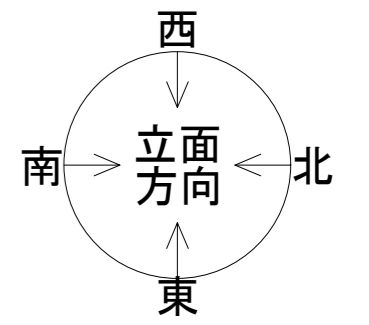
床面積: $27.825 \times 6.500 + 1.863 \times 2.893 + 3.500 \times 5.000 = 203.75\text{m}^2$

駐車場・倉庫・分別ゴミ置場

車庫
床面積: $6.873 \times 5.000 = 34.36\text{m}^2$
コンクリート擁壁重力式



GENERAL PLANNING			TITLE	令和6年度 海部郡衛生処理事務組合 管理棟他解体工事	DATE	—
EXECUTIVE DESIGN			DRAWING	駐車場・倉庫・分別ゴミ置場 平面図・立面図	SCALE	1/100
			CHECK		NO.	13 A-13
		一級建築士 第152422号 藤山仁志				



鉄骨造平屋建て

床面積: 18.275 × 6.150 = 112.39㎡ (40坪)

駐車場・倉庫

GENERAL PLANNING	
EXECUTIVE DESIGN	

株式会社 平島弘之 + TEAM28
 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES
 一級建築士 第 152422 号 藤山仁志

TITLE	令和6年度 海部郡衛生処理事務組合 管理棟他解体工事	DATE	-
DRAWING	駐車場・倉庫 平面図・立面図	SCALE	1/100
CHECK		NO.	14 A-14